

## 令和6年度「台湾市場における誘客コーディネート業務」委託先公募要綱

青森県では、令和6年度において、台湾現地の旅行動向等に関する情報を収集するとともに、現地旅行会社や航空会社、メディア等に対して、青森県の観光資源に関する情報の提供、セールス及びプロモーション活動を実施することで、青森県への台湾人観光客の誘客促進を図ることを目的に、台湾に拠点を有し業務ノウハウを有する法人に、「台湾市場における誘客コーディネート業務」を委託することとして、委託先候補者を公募します。希望される場合は、本要綱に基づき、応募申込書をご提出くださるようお願いいたします。

### 1 業務目的

現地の旅行動向等に関する情報を収集するとともに、現地旅行会社や航空会社、メディア等に対して、青森県の観光資源に関する情報の提供、セールス及びプロモーション活動を実施することで、青森県への台湾人観光客の誘客促進を図る。

### 2 業務内容

#### (1) 現地市場における情報収集活動

- ア 現地旅行会社・航空会社・メディア等の訪日・青森県旅行商品造成・送客状況、青森県への要望等情報収集及びその取りまとめを実施する。
- イ 現地市場のトレンド等を踏まえて、県が行うプロモーション事業に対する方向性等の助言を行う。

#### (2) 観光情報の提供及び青森県旅行商品セールス活動等

- ア 現地旅行会社・航空会社・メディア等に対し、青森県の観光情報等を提供する。
- イ 現地メディア等に対して、青森県への送客を促すための青森県取材の要請及び誘導を行う。
- ウ 現地旅行会社等に対する青森県内での宿泊・周遊を含む旅行商品のセールス、旅行商品の企画・造成支援及び青森県への送客誘導を行う。
- エ 現地からの青森県の観光情報の発信（本県多言語ウェブサイトの拡散活動を含む）を行う。

#### (3) 現地市場での青森県による観光プロモーション等の実施時等におけるフォロー

青森県職員等が現地市場において観光プロモーションやセールスコール等を実施する際に、現地でのアテンドや通訳、セールスコール先の調整などのフォローを行う。

#### (4) 各種招聘事業、セールスコール等のフォローアップ

青森県及び県内観光事業者等が、招聘やセールスコール等を行った旅行会社や関係者等に対する、継続した青森県旅行商品造成支援等のフォローアップを行う。

また、それに伴う現地での調整等において現地語でやり取りが発生した場合、文書の翻訳などのフォローを行う。

#### (5) その他活動報告等

- ア 毎月の活動状況及び収集した情報及び委託者が求める情報等を、報告書として月1回提出する。
- イ その他青森県に関する有益な現地情報を収集した場合は、月例報告とは別に報告する。

### 3 予算規模

1,800千円（管理費・消費税込み）を上限とする。

### 4 契約者の条件

以下の全ての条件を満たすこと。

- (1) 台湾所在の法人であること、又は日本所在の法人であって台湾台北市に支店等を有すること。
- (2) 過去に日本の都道府県自治体との誘客に関するコーディネート又はプロモーション業務の実施に係る契約実績を有すること。
- (3) 業務に必要な実績、ノウハウ及び現地旅行会社やメディア、航空会社等との人脈・ネットワークを十分に有していること。
- (4) 刑事罰を受けていないこと（係争中を含む）。
- (5) 本業務に対して十分な時間を確保でき、青森県からの要望等に迅速に対応できること。
- (6) 青森県との連絡調整を日本語で行うことができること。

### 5 業務委託期間（予定）

令和6年4月1日～令和7年3月31日

### 6 委託契約等

当該業務に係る青森県との委託契約締結を経て、業務を開始していただきます。なお、仕様の詳細や委託料については、業務内容等を勘案し、協議の上、決定します。

なお、本事業は、令和6年度青森県一般会計当初予算が、青森県議会において議決されることが実施の条件となるものであり、予算の議決がなされない場合は、契約業務は成立しません。

## 7 今後の日程

### (1) 参加表明書及び質問書の提出

項目	詳細
提出書類	参加表明書(様式1)及び質問書(様式2。質問がない場合は提出不要)
提出期限	<u>2月22日(木)日本時間12時</u>
提出先	「7 申込み・問い合わせ先」に記載のとおり。
提出方法	メールにより提出すること。
参加資格の可否及び喪失	参加表明書(様式1)を提出した者は、応募資格を有するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当したときは、当該資格を喪失するものとする。 ① 本手続きにおいて、提出した書類等に虚偽の記載をし、または、その他不正な行為をしたとき。 ② 本手続きの期間中に、本要綱「3 契約者の条件」の掲げる要件に該当しなくなったとき。
その他	参加表明書(様式1)の提出後に辞退する場合、速やかに辞退届(様式任意)を提出すること。

### (2) 質問への回答(全参加表明者に周知)

項目	詳細
回答日	2月26日(月)
回答方法	県ホームページへ掲載する。
その他	受付期間以外の質問については回答しないので留意すること。

### (3) 応募書類の提出

項目	詳細
提出書類	応募書類(様式3)及び、当該業務に関連する実績・経験、会社概要等を示す資料(様式任意)
提出期限	<u>3月11日(月)日本時間17時</u>
提出先	「7 申込み・問い合わせ先」に記載のとおり。
提出方法	メールにより提出すること。

### (4) 応募書類の確認・審査

項目	詳細
日時	3月12日(火)～15日(金)
審査方法	県誘客交流課において、提出された応募書類の内容を確認・審査する。
その他	書類の情報は、契約候補者選定のためにのみ利用する。

### (5) 面接審査の実施

項目	詳細
日時	3月26日(火) 日本時間10時~16時
審査員及び 選定方法	青森県、県観光国際交流機構及び県内民間企業の職員等で構成される審査員が、web面接による審査を実施し、候補者を選定する。
候補者の選定	点数化の上、合計点が最も高い1者を選定する。なお、合計点が最も高い者が複数となった場合は、審査員の協議により選定する。
その他	参加者が1者の場合でも、審査会は実施するが、審査員1人あたりの平均点数が満点の1/2未満の場合は「候補者なし」とする。

#### (6) 結果の通知

項目	詳細
通知日	いずれの審査においても審査後速やかに、通知文書を添付したメールにより通知する。
その他	審査結果についての質問は受け付けない。

#### 8 申込み・問い合わせ先

青森県観光国際戦略局誘客交流課 (担当：平山)

所在地：〒030-8570 青森市長島1-1-1

TEL：017-734-9219 FAX：017-734-8126

電子メール：shinkanko@pref.aomori.lg.jp